

「白川水系河川整備計画【大臣、知事管理区間】（変更原案）」について、
学識経験を有する者、関係住民等からいただいた
ご意見に対する河川管理者の考え方

本資料は、「白川水系河川整備計画【大臣、知事管理区間】（変更原案）」について学識経験を有する者、関係住民等からいただいたご意見に対する河川管理者の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要毎に河川管理者の考え方を示しています。このため、提出いただいたご意見の内容と、河川管理者の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

国土交通省 九州地方整備局
熊 本 県

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
1.1.2 地形・地質	1	<p>・白川河床勾配のイメージについて</p> <p>・白川河床勾配のイメージ（図1.1.3）について河床の高さが分かるようにしてほしい。</p> <p>など</p>	<p>・変更原案「1.1.2(1)地形」図1.1.3は、白川の河床の高さ、勾配について概略のイメージをお示ししています。</p> <p>・ご意見を踏まえ、図の縦軸に高さを表示しました。</p>
		<p>1.1.6 歴史・文化</p> <p>2</p> <p>・文化財の種別及び名称について</p> <p>・種別の有文（有形文化財）は、正式名称である登有文（登録有形文化財）へ修正すること。また、重要文化財、天然記念物、史跡名勝天然記念物、無形文化財、登録有形文化財の順に並び替えること。</p> <p>・国指定については、豊後街道（史跡）、阿蘇の農耕祭事（無民）を、県指定については、馬場楠井出の鼻ぐり（史跡）、津森神社のお使使祭り（無民）が記載されていないので追加すること。</p> <p>・阿蘇北向谷原始林（国指定天然記念物）とあるが、「阿蘇北向溪天然記念物」が正当な名称ではないか。</p> <p>など</p>	<p>・ご意見を踏まえ、変更原案「1.1.6歴史・文化」表1.1.3、表1.1.4、図1.1.11を修正しました。</p> <p>・「阿蘇北向谷原始林」については、文化庁の国指定文化財等データベースにより正式名称であることを確認しています。</p>
1.2.1 水害の発生状況	3	<p>・既往洪水の被害について</p> <p>・昭和28年6月26日水害の熊本中心市街部の浸水は、子飼橋の橋脚に流木が引っ掛かりダム状となり、子飼橋上流の堤防を決壊させたことが原因。</p> <p>・昭和28年水害死者442人は虚偽記載、昭和32年死者83名はねつ造。平成2年死者14名は白川ではなく黒川の宮地での土石流による死者である。</p> <p>・平成24年洪水は、国交省が明午橋の架替を故意に遅らせたこと、左岸堤防が右岸堤防より高かったことから藤崎宮付近で浸水した。</p> <p>・平成24年雨量393.6mmはうそごまかし。阿蘇乙姫では10時間で990mmだった。</p> <p>など</p>	<p>・昭和28年の洪水被害の原因は大規模な豪雨によるところであり、子飼橋周辺も含め沿川の熊本市街のいたるところで越水被害が生じたものと認識しています。</p> <p>・過去の水害被害の概要は「昭和28年西日本水害調査報告書（土木学会西部支部）」、「熊本県災異誌（熊本地方気象台）」、「防災・消防・保安年報（熊本県）」、出水記録および熊本河川国道事務所調査結果によります。なお、被害の数値には内水被害、土砂災害を含む場合があります。</p> <p>・平成14年策定の白川水系河川整備計画に基づき、関係する土地所有者や施設管理者と協議を行いつつ、上下流・左右岸バランスを考慮しながら計画的に事業を進めており、整備を故意に遅らせたようなことはございません。</p> <p>・変更原案「1.2.1水害の発生状況」表1.2.1は白川における主要な既往洪水被害一覧表として明示したもので、この雨量は、代継橋上流の流域平均雨量（2日雨量）を明示したものです。なお、ご指摘の阿蘇乙姫（気象庁）においては、7月11日～12日の期間雨量は508mmとなっています。</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
1.2.2 治水事業の沿革	4	<p>・治水事業の沿革について</p> <p>・代継橋改築時、左岸の20mを拡幅せず故意に中心街に溢水させるつもりだったのではないかと。また、改築完了は平成15年ではなく平成20年頃ではないか。</p> <p>・表1.2.2に「立野ダム建設検証に係る検討」を記載すべきではないか。</p> <p>・現計画の整備のほとんどが完成したようだが、改修した橋の名前、金額等を公開すべき。また、今後の計画内容を具体的に公開すべき。</p> <p>・平成24年7月北九州豪雨、熊本地震で平成14年策定の現計画40年で600億円の予定は、数千億の工事費となった。</p> <p>・白川は毎秒約4,000トン流れるように整備された。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>・代継橋の改築は現河川整備計画の河道の目標流量である2,000m³/sを安全に流下させることを目的として平成11年より改築に着手し、平成15年に完成しています。</p> <p>・変更原案「1.2.2治水事業の沿革」表1.2.2は白川における主な水害と直轄改修工事以降の河川改修事業の沿革を記載していることから、変更原案のとおり記載しています。</p> <p>・平成14年策定の白川水系河川整備計画の具体的な整備内容については、現計画「4.1.1洪水、高潮対策」に記載しており、ホームページで公表しています。</p> <p>・また、今後の具体的な整備内容については変更原案「5.1.1洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項」に記載しています。</p> <p>・平成14年策定の白川水系河川整備計画に基づく白川直轄河川改修事業の総事業費は約665億円です。</p> <p>・平成14年の河川整備計画では当面20～30年の整備目標として昭和55年洪水、平成2年洪水と同規模（1/20～1/30）の洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点代継橋地点において2,300m³/sを洪水調節施設により300m³/s調節し、2,000 m³/sの河道とするための河川整備を進めており、現在、事業終盤を迎えている平成24年洪水を受けた激特事業及び熊本地震後の流出土砂を踏まえた河道掘削により、目標とする2,000m³/sを安全に流下させることができるようになります。</p>
1.3 利水の沿革	5	<p>・世界かんがい施設遺産について</p> <p>・世界かんがい施設遺産として「白川流域かんがい用水群」に次いで「菊池のかんがい用水群」が登録されていることから本文に追加してはどうか。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>・ご意見を踏まえ、修正しました。</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
2.1.1 洪水対策	6	<p>・熊本市街部の地形特性について</p> <p>・熊本市中心街横断面図は66年前の痕跡水位と現在の高さを混在して表示しており、正しいものではない。全部嘘である。</p> <p>・「熊本市街部は洪水時における白川の水位が周辺の地盤より高い位置を流れる為、広範囲に氾濫水が流れ込む特性を持っており、壊滅的被害をもたらす。」とあるが、天井川だというそを刷り込むだまし文句だ。日本中の川は洪水時には両側の地盤より高い位置を流れる。当然の事である。</p> <p>など</p>	<p>・ご指摘の横断面図は、白川は一旦氾濫すると両側の広範囲に氾濫水が広がる特性をもっていることを説明することを目的として図のタイトル「図2.1.1熊本市街部の横断面図（昭和28年6月26日構図の痕跡水位）」のとおり、現在の大甲橋付近の断面図に昭和28年6月洪水後に調査された痕跡の水位を模式的に表現したものです。</p> <p>・変更原案「2.1.1洪水対策」に記載の「熊本市街部は洪水時における白川の水位が周辺の地盤より高い位置を流れるため、広範囲に氾濫水が流れ込む特性を持っており、壊滅的被害をもたらす。」については、白川の市街部の特徴を説明しているものです。</p>
2.1.5 土砂管理	7	<p>・阿蘇上流の対策について</p> <p>・本文に「阿蘇大橋地区の大規模な崩落斜面の恒久的な安定化対策」についての記載があるが、特に景観への配慮などの具体的な方法を記載できないか。</p> <p>など</p>	<p>・「阿蘇大橋地区の大規模な崩落斜面の恒久的な安定化対策」については、砂防事業にて実施されることから、本河川整備計画では砂防事業に関する具体的な方法等は記載されません。</p> <p>・なお、河川管理者として、河川における土砂移動に関する調査・研究に取り組み、河道及び河川環境の変化を把握し、必要に応じた対策を実施するとともに流域の総合的な土砂管理については、河川への土砂流出の変化や河道及び海域における堆積、流入土砂の挙動に関する調査・研究について、関係機関と連携を図ることとしております。</p>
2.2.1 水利用	8	<p>・水利用の現況模式図について</p> <p>・模式図中の白川発電所、黒川第一発電所の位置が違う。また、黒川第二・黒川第三発電所が記載されていない。</p> <p>など</p>	<p>・ご指摘の変更原案「2.1.1水利用」図2.2.1白川水系の主な水利用の現況模式図は、施設箇所の位置の詳細を表現したのではなく、白川における取水位置を模式的に示したものです。なお、黒川第二、第三発電所も模式図に記載しています。</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
2.3.1 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出	9	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境及び動植物について ・「北向き山は断崖渓谷が岩肌を露出」はごまかし表現だ。 ・中流域の生物として「鮎」が一番重要であるのに記載されていないのはなぜか。 ・アユは回遊魚とは言わない。 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「兩岸に岩肌を露出した断崖渓谷になっています」については、現地状況を表現しています。 ・中流域で1997年、2003年、2006年、2013年に実施した調査で毎回確認されたオイカワ・カワムツ・ギンブナ・カマツカ・ナマズを代表的な種として記載したものです。変更原案は、白川水系における自然環境の概要を記載しているもので、全ての生物を網羅的にまとめているものではありません。 ・アユは、稚魚～成魚期を河川域で、仔・稚魚期を海域で過ごす両側回遊魚です。
		<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な計画の見直しについて ・治水技術の向上による計画の見直しを柔軟に行えるようにしてほしい。 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・変更原案「3.3河川整備計画の計画期間」において、「状況の変化や新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行う」旨を記載しています。
4.1 河川整備の基本理念	11	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい時代に向けた白川の河川整備のイメージについて ・図4.1.1 令和のイメージ・キーワードの文字が小さく、ぼやけている。 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、見やすく修正しました。
		<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動について ・今後の気候の変化について専門家の意見を聞くべき。 ・気候変動にあわせて、災害に強い整備を進めて欲しい。 ・気候変動に向けて検討するとあるが、どのような検討を行ったのか。 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に伴う降水形態の変化等により洪水や渇水等のリスクが高まることも予測されており、気候変動のリスクに総合的・計画的に対応する施策を併せて検討することとしており、その旨を変更原案「4.2洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項」に記載しています。 ・また、地球温暖化を背景とする気候変動の影響により洪水等の外力が増大することが予測されていることを踏まえ、流域の降雨量、降雨の時間分布・地域分布、流量、河口潮位等についてモニタリングを実施し、経年的なデータ蓄積に努め、定期的に分析・評価を行うこととしており、その旨を変更原案「5.2.2.(3)気候変動による影響のモニタリング」に記載しています。
4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	12		

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
4.2.1 洪水対策	13	<p>・整備計画の目標について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶対に安全・安心の河川整備は難しいが、少しづつでもステップアップさせようとする今回の変更原案は適切だと考える。 ・時代に即した変更だと思う。 ・想定外の災害に対応できる整備をお願いする。 ・近年の気象状況を踏まえ、1000年に1度レベルの洪水を想定し計画を作ってほしい。 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・白川では、これまで幾度となく甚大な浸水被害が発生しており、これに対して、計画的に河川改修を進めていますが、昭和28年6月洪水と同規模の洪水が流下すると広い範囲で計画高水位を上回ることから、引き続き、優先度を定め段階的に事業を進めていくことが必要です。 ・長期的な目標として平成12年に策定した白川水系河川整備基本方針では、昭和28年6月洪水と同規模（1/150）の洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点代継橋地点において3,400m³/sを洪水調節施設により400m³/s調節し、3,000 m³/sの河道とすることとしています。 ・この目標に対応するには、膨大な事業費と時間を要することから、更なる治水安全度の向上に向けて段階的に整備を進めることとし、今回の変更は、平成14年に策定した河川整備計画に基づく河川整備の進捗により目標とする1/20～1/30の整備に目処がたったことから、現行計画の残事業を完成させることを前提に河川整備基本方針に定める目標に向けた段階整備として、年超過確率1/60の規模の洪水を安全に流下させることを目標として、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保したうえで、基準地点代継橋地点において2,700m³/sを洪水調節施設により300m³/s調節し、2,400m³/sの河道整備を行うこととしています。 ・以上のことから、変更原案「4.2.1洪水対策」のとおり記載しています。
	14	<p>・立野ダムの治水上の必要性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムについては計画を中止して欲しい。 ・立野ダムを早く完成させ、市街部の安全性を高めて頂きたい。 ・降った雨を白川でそのまま流すのではなく、一時的に途中でダムや遊水地で残留することで、勢いを弱めることが必要。 ・ダムではなく、河川整備(堤防、掘削)と遊水地整備、ソフト対策(避難の仕方)による治水を望みます。 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年度に策定した白川の長期的な目標である白川水系河川整備基本方針には、洪水調節施設が位置付けられており、平成14年度に策定した現行の白川水系河川整備計画では、「黒川と白川との合流地点下流の立野に洪水調節を目的とした立野ダムを建設し、黒川の遊水地による洪水調節効果とあわせて、立野ダムより下流側における洪水のピーク流量を低減します」としています。平成24年度には、立野ダム建設事業の検証を行い、複数の治水対策案と比較したうえで、対応方針を「事業継続」と決定しています。また、その後も平成27年度に事業再評価を行い、事業継続の対応方針を決定しています。 ・今回の白川水系河川整備計画の変更は、現行の河川整備計画に位置付けた整備の内容が進捗し、目標としている安全度の達成に目処がたったことから、更なる安全度向上を図るべく、現行計画の残事業を完成させることを前提として、河道掘削や堤防整備などの事業メニューを追加しようとするもので、基準地点代継橋地点において2,700m³/sの洪水を立野ダム等の洪水調節施設により300m³/s調節し、2,400m³/sの河道整備を行うこととしています。 ・立野ダム建設事業については、着実に進めてまいります。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
4.2.5 施設の能力を上回る洪水を想定した対策	15	<p>・施設の能力を上回る洪水を想定した対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード対策の目標とする洪水とソフト対策で対応する洪水の規模、目標等について分かりやすく記載すべきではないか。 ・河川区域内だけで問題を解決しようとするのではなく、都市計画や森林計画等との連携による総合的な土地利用を推進すべきではないか。 ・川岸に宅地を作らないようにすべき ・嵩上げ地域の幹線道路も国・県で嵩上げできないものか。 ・下水道事業との連携が必要では。 ・景観等に配慮した整備よりも災害に強いまちづくりに取り組んでほしい <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、計画規模を上回る洪水や整備途上において施設の能力を上回る洪水に対してソフト対策も含めて対応する旨を、変更案「4.2.5 施設の能力を上回る洪水を想定した対策」に記載しました。 ・変更原案「4.2.5 施設の能力を上回る洪水を想定した対策」において、施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標として、決壊までの時間を少しでも引き延ばすための危機管理型ハード対策とともに、関係機関と連携して、円滑かつ迅速な避難の促進、的確な水防活動の促進、迅速な応急活動の実施、水害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進等のソフト対策を一体的・計画的に推進する旨を記載しています。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要	16	<ul style="list-style-type: none"> ・立野ダムの環境への影響について（景観） ・立野ダムは「ジオパークの景観破壊」の懸念が大きいため中止すべきです。 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・立野ダムを建設している立野峡谷は、「阿蘇・くじゅう国立公園」内に位置し、ユネスコ世界ジオパークに加盟認定された地域であり、柱状節理を含め、世界的にも貴重な地形や地質を有していることから、立野ダム本体の設計においても、柱状節理等の掘削を最小限にとどめるなど、自然環境の保全に十分配慮して事業を進めています。 ・また、事業を進めるにあたっては、自然公園法に基づく許可など関係法令を遵守するとともに、景観に関する専門家、熊本県、地元の大津町、南阿蘇村も参画した「立野ダム景観検討委員会」を設け、良好な景観を保全するための方策についてこれまでも検討してきているところです。引き続き、熊本県や関係市町村などと連携し、自然環境や景観の保全に十分配慮するとともに、事業を進めるにあたり、丁寧な説明に努めていきます。
	17	<ul style="list-style-type: none"> ・立野ダムの環境への影響について（生態系） ・立野ダムができる事で立野ダム周辺での川と自然の触れあいが失われる。 ・世界に誇れる素晴らしい阿蘇になぜダムを建設するのか理解できません。 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・立野ダム周辺は「阿蘇・くじゅう国立公園」内に位置しており、自然環境豊かな地域です。このため、できるだけ良好な環境の保全を図りつつ、ダム事業を実施することは重要であり、地域の豊かな自然環境と共生したダムづくりを目指して、専門家からなる「立野ダム環境保全検討委員会」を設立し、環境影響の予測や回避・低減措置等の検討を行っています。 ・阿蘇北向谷原始林については、洪水時に一時的に立野ダム上流の水位が上がり、そのごく一部（阿蘇北向谷原始林全体80.8haのうち4.7ha）が水に浸かる可能性があります。立野ダムの建設工事による直接的な改変はありません。 ・また、立野ダム完成前にダム本体や湛水地周辺などの安全性を確認するために試験的に水を貯めますが、水を貯める期間を短くするとともに、動植物の専門家の指導助言も得ながら、立野ダム完成前にダム本体や湛水地にかかる動物のねぐらを移したり、植物を移植したり、工事で裸地となった斜面に苗木を植えて植生を早く回復させるなどの対策を実施することにより、影響をできる限り小さくすることが可能と考えています。 ・これまでも、自然環境や動植物への影響を極力小さくするように配慮しながら事業を実施しているところですが、今後とも自然環境や動植物への影響を可能な限り小さくするよう努めていきます。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要	18	<p>・立野ダムの環境への影響について（川の濁りの長期化）</p> <p>・立野ダムは、洪水が終わった後も穴あきダムであるために、たまった土砂が露出し、今度はたまった土砂が流れ出し、長期間下流の白川を濁すのではないのか。</p> <p style="text-align: center;">など</p>	<p>・立野ダム下流の水の濁りについて、シミュレーションによって、水質汚濁に係る環境基準の項目であるSS（浮遊物質量）が環境基準値を超える日数をダム建設前後で比較すると、ほぼ同程度となりました。このため、ダム建設に伴って川の濁りが長期化することはないと考えています。</p>
	19	<p>・立野ダムの構造上の安全性（放流口の埋塞）</p> <p>・5mの幅しかない穴が3つの穴あきダムでは、立木、土砂、岩石で、明らかにふさがる。立野ダムを建設する必要は無い。</p> <p>・流木を捕捉する機能も有する立野ダムを一刻も早く完成させていただくと同時に、立野ダム関連施設として白川に流木捕捉施設の早期設置をお願いしたい。</p> <p>・立野ダムは穴あきダムで、国土交通省は「通常は水を貯めない。土砂もたまらない」と説明しています。しかし、洪水時の白川の水は大量の火山灰を含みます。洪水時にこれらの火山灰、土砂、岩石、流木などが、ダム下部に設置された3つの穴（一辺5mの正方形のトンネル）を通り下流に流れていき、ダムには何もたまらないということはある得ないのではないのか。</p> <p style="text-align: center;">など</p>	<p>・立野ダムの放流孔は約5m×5mあり、現在の川と同じ高さに1箇所、それより高い位置に2箇所の計3箇所設置する予定です。この放流孔を閉塞させるような巨石（5m程度）は、平成24年九州北部豪雨でも移動していないことを確認しています。</p> <p>・また、この放流孔が流木や大きめの石によって塞がらないようにするための対策として、ダム上流に流木等捕捉施設を設けるほか、放流孔にスクリーンを設置する予定です。</p> <p>・放流孔に設置するスクリーンは、放流孔が閉塞し、放流能力に影響がないよう流木等を捕捉する施設であり、放流孔内の一番狭い箇所（5m×5m）に比べて、スクリーン表面等の面積は約17倍～20倍を確保することで、放流能力に影響を与えない施設としています。</p> <p>・ダム上流に設置する流木等捕捉施設は、更なる安全対策として上流から流れてくる流木や大きめの石を捕捉する施設です。</p> <p>・このことについて、関係各分野の第一人者からなる「立野ダム建設に係る技術委員会」において、「放流孔内に流木が固定化されるような閉塞が生じることはなく、洪水調節能力にも影響はないと考えられる」「放流孔内に巨石が固定化されるような閉塞が生じることはなく、洪水調節能力にも影響がないと考えられる」との評価を得ています。</p> <p>・なお、シミュレーションの結果、100年後には約20万m³の土砂が堆積する可能性があり、仮にその状態で計画規模（昭和28年6月洪水規模）の洪水が発生した場合、洪水時には一時的に、これまでに河道に堆積した土砂と合わせて最大約60万m³の土砂が堆積する可能性があることから、立野ダムの計画堆砂量※は、約60万m³としています。</p> <p style="text-align: center;">※計画堆砂量とは、100年間にダム貯水池に堆積すると予想される土砂量</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要	20	<p>・立野ダム^の構造上の安全性（地すべり）</p> <p>・大半が土砂崩壊した立野ダム水没地の土砂崩壊対策工事は不可能。</p> <p>など</p>	<p>・一般に、湛水に伴うダム貯水池周辺斜面での地すべりについては、全国共通の技術指針に基づき調査を行った上で、必要に応じて対策工を実施し、湛水に対する斜面の安定性を確保することにしていきます。</p> <p>・熊本地震後に改めて、技術指針に基づく調査を行っているところですが、これまでの調査で、湛水予定地周辺斜面から湛水の影響により不安定化の可能性のある16地区の斜面を抽出したところでは、</p> <p>・これらの16地区については、関係各分野の第一人者からなる「立野ダム建設に係る技術委員会」において、「必要に応じて対策工を実施することにより、湛水に対する斜面の安定性を確保できると考えられる」との評価を得ており、引き続き、対策工の必要性などを精査し、必要な場合には対策工を実施して斜面の安定性を確保します。</p> <p>・なお、湛水の影響は受けませんが斜面上部等の崩壊斜面についても、林野庁等による対策工が既に実施されています。このことから、立野ダムの湛水によって大規模な斜面崩壊が発生するような危険はないと考えています。</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要	21	<p>・立野ダムの構造上の安全性（活断層の存在）</p> <p>・立野ダム建設予定地に考慮すべき断層はないのか。</p> <p>など</p>	<p>・一般に、断層活動に伴って生じる断層変位によりダム敷※1 にズレが生じるとダム築造上支障となるため、ダム敷及びその近傍にダムを建設する上で特に考慮する必要のある第四紀断層※2 が存在しないことを確認した上でダムの建設を計画します。</p> <p>※1 ダム本体が基礎岩盤部分に接しているところ</p> <p>※2 地質時代の第四紀（約260 万年前～現在）に地表に変位を生じたことのある断層</p> <p>・立野ダム周辺においても、熊本地震前に、文献調査や地形学的調査、現地踏査などの第四紀断層調査の結果を総合的に勘案して、ダム建設を行う上で特に考慮する必要のある第四紀断層は存在しないと判断していました。</p> <p>・また、熊本地震後には、地震前の第四紀断層調査の結果に加え、地震後の状況を対象とした文献調査、地形学的調査、現地踏査及び専門家を交えた詳細な現地調査を新たに実施しました。</p> <p>・その結果、ダム敷及びその近傍では、従来からの知見どおり、活断層と考えられる断層変位は確認されていません。加えて、こうした熊本地震後の立野ダム周辺の第四紀断層調査の結果を含め、関係各分野の第一人者からなる「立野ダム建設に係る技術委員会」を設け、立野ダム建設に係る技術的な確認・評価を行いました。</p> <p>・その結果、「熊本地震後もダム敷及びその近傍にダムを建設する上で特に考慮する必要がある第四紀断層は存在しない。したがって、断層変位によってダム敷にズレが生じることはないと考えられる。」との結論を得ています。</p> <p>・なお、ダム敷に一番近い北向山断層は、布田川・日奈久断層帯の中で最も北東部に位置する断層ですが、地震後の文献調査及び現地踏査の結果、ダム本体から約500m 離れた位置で、既知の北向山断層に沿って線状に活断層の可能性のある亀裂を確認しており、その亀裂は立野ダム近傍へ向かう方向ではないことを確認しています。</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
<p>5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要</p>	<p>22</p>	<p>・立野ダム¹の構造上の安全性（基礎地盤）</p> <p>・トッピング岩盤崩壊により、ダム本体と周りの岩盤の間に隙間が生じるような危険性はないのか。</p> <p>・立野溶岩は、柱状の割れ目でボロボロと崩れます。割れ目にセメントミルクを注入しても、地盤の強度を上げることはできません。火山地帯に巨大なコンクリートのダムをつくって安全なのか、国土交通省は自信を持って説明できるのでしょうか。</p> <p>など</p>	<p>河川管理者の考え方</p> <p>・立野ダムの建設においては、地表付近の風化等した部分は、基礎掘削により取り除き、その下の堅固な基礎岩盤を露出させ、その上に直接コンクリートを打設して、ダム本体を築造していきます。</p> <p>・堅固な基礎岩盤とダム本体のコンクリートが一体化するため、基礎岩盤にトッピング崩壊は発生せず、基礎岩盤とダム本体の間に隙間が生じることはありません。</p> <p>・また、立野ダムでは、地表だけでなく、地表から直接見ることができない地中についても、ボーリング調査（306本、総延長約25,000m）を実施したり、横坑（トンネル：12坑、総延長約880m）を掘ったりするとともに、岩盤の強さを確認するための強度試験等を行い、地盤の状況を十分に把握しています。</p> <p>・その上で、「河川管理施設等構造令」で必要とされる技術基準を踏まえ、割れ目の間隔や状態、基礎岩盤の強度についてダムの基礎岩盤としての評価を行い、重力式コンクリートダムを築造するための十分な強度と岩盤特性を有していることを確認しています。</p> <p>・熊本地震後においても、詳細な現地踏査を行いました。立野ダム付近では、地表のはがれ落ちだけで、基礎岩盤の変状に起因するような大規模な崩落は発生していません。</p> <p>・また、地中についても、横坑内の確認や新たに実施したボーリング調査（2本）において、基礎岩盤の変状は確認されませんでした。</p> <p>・さらに、関係各分野の第一人者からなる「立野ダム建設に係る技術委員会」において、技術的な確認・評価を行った結果、「熊本地震後もダム本体の基礎岩盤の性状に変化は認められず、基礎岩盤として健全性に問題ないと考えられる」との結論を得ています。</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要	23	<p>・立野ダム^{の運用上の安全性（緊急放流）}</p> <p>・ダムは緊急放流では入ってきた分しか流さない、避難する時間を稼ぐというが、緊急放流は予測、操作が難しく正しく操作できるとは限らず、ダムに溜まったドロドロの砂と水を高いところから位置エネルギーをつけて放出するという問題もある。</p> <p>・所詮ダムは一定量のプールに過ぎず、ダムによって洪水対策が出来る訳ではない。ダム放流による急な河川増水が最も危険と認識する。自然であれば徐々に増水する状況を見ながらの対策が可能。</p> <p style="text-align: center;">など</p>	<p>・立野ダムは自然調節方式のダムであり、洪水時にはピーク流量を低減させて下流域の浸水被害を低減するとともに、ピーク流量の発生時刻を遅らせて避難時間の確保に貢献します。</p> <p>・計画規模を上回る大きな洪水が発生した場合でも、洪水のピークが発生する前に放流量が流入量より多くなることはありません。</p> <p>・一方、ダムの放流に関する情報が住民の円滑な避難に結びつくことが重要であり、平常時から、放流情報の内容や意味、避難の必要性等について、自治体と連携しつつ、説明会や避難訓練などの機会を通じて周知してまいります。</p>
	24	<p>・その他（立野ダムに関する情報の周知）</p> <p>・もっと白川流域の人たちや市民に立野ダム建設のことを知らせて欲しい。ほとんどの人がダムができることなど知らない。メリットとデメリットを広報などで知らせてほしい。</p> <p style="text-align: center;">など</p>	<p>・立野ダム建設事業については、現地説明会などの様々な機会を通じて理解を深める取り組みを行っており、平成24年12月のダム検証以降から現在までに延べ約270回、約17,000名に事業説明等を行ってきました。今後も様々な機会を通じて、理解を深める取り組みを継続して行っています。</p> <p>・立野ダムの事業説明の過程などにおいて、住民の皆様から寄せられるご質問については、その内容を整理した上で、回答とともに立野ダム工事事務所HPに掲載し、流域住民をはじめとして広く公表しているところであり、随時更新も行ってまいります。</p> <p style="text-align: center;">立野ダム工事事務所HP よくある質問 URL： http://www.qsr.mlit.go.jp/tateno/damujigyo/QAtop.html</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要	25	<p>・その他（立野ダム¹の事業費）</p> <p>・熊本地震により、立野ダム事業費について、建設現場の復旧や土砂崩壊対策工事等に膨大な国費が投入された一方で、国交省は立野ダムの総事業費を見直そうとはしない。総事業費はいくらになるのか。</p> <p style="text-align: center;">など</p>	<p>・熊本地震やその後の降雨により被災した工事中仮設物については、現在、順次復旧を進めているところ。</p> <p>・また、地すべり対策については、現在施工中の箇所も含め対策工を実施する必要がある斜面の抽出など、引き続き精査を実施していく予定です。</p> <p>・このため、事業費や工期への影響についても、今後検討していくこととなりますが、引き続きコスト縮減や工期短縮に最大限努めていきます。</p>
	26	<p>・その他（立野ダム¹の活用）</p> <p>・ダムを観光資源として活用するなど、地域と連携した取り組みを実施してほしい。</p> <p style="text-align: center;">など</p>	<p>・立野ダムについては、地元の方々や産学官の連携による阿蘇の観光資源とダムを連動させたインフラツアーの開発等の取り組みを実施しているところ。</p> <p>・また、ダム周辺はユネスコ世界ジオパークに加盟認定されており、阿蘇ジオパーク協議会や熊本県、地元と連携を図り、柱状節理など自然景観にも配慮しながら事業を進めています。</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	27	<p>・治水事業全般について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出来る限り被害を避けられるようダムや河川改修をお願いする。 ・川のはらんや水害を防げる手法であれば大いに賛成する。 ・近年の異常気象による集中豪雨での洪水被害を見ていると早急な河川整備が望まれます。一日も早い整備をお願いします。 ・今後とも流域に対する治水対策を第一に事業の継続を切望する。 ・環境と防災の両立ができるのが理想だが、やはり人命第一の計画を進めて欲しい。 ・中流、下流域の河川改修を恒常的にやってほしい。 ・白川の中流で左右で沿岸工事をしてほしい。 ・急流に強い護岸工事を望む。 ・川が直線からカーブに移るところ（水衝部）は増水時は特に危険であるため、対策をお願いしたい。 ・河川整備は下流から進めるのが通常と思うが、上流部も並行して整備等はできないか。 ・水制など無駄な整備が多い。 ・整備をしても人工物では自然の猛威には立ち向えない。命は自分で守り、お金は現状回復に使うべき。 ・高潮・地震・津波対策は、いくら対策してもこれで安全ということはない。 ・維持管理費が上乗せとなる施設はつくるべきではない。 ・掘削残土は、熊本新港の埋め立てなどの他事業に活用してはどうか。 ・地先の整備に関するご意見 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>河川管理者の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備の実施にあたっては、治水・利水・環境のそれぞれの目標が調和しながら達成されるように、総合的な視点で順応的・段階的な整備を行います。 また、調査・計画・設計・施工・維持管理の一連の取組について、PDCAサイクルの体系を構築し、効率的かつ環境や維持管理に配慮した河川整備を実施します。さらに、掘削土等の発生材のリサイクルなどコスト縮減に努めます。 ・以上のことから、変更原案「5.1河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」のとおり記載しています。 ・白川の洪水、津波、高潮等による災害発生の防止または軽減を図るために、河川整備計画の目標流量を安全に流下させるための堤防や護岸の整備、低水路、高水敷掘削を実施します。 ・堤防等の河川管理施設が損傷した場合には、必要に応じて速やかに対策を実施します。 ・河道の維持管理として、堆積土砂の除去、河床低下対策、水衝部対策等、必要な対策を実施します。 ・事業実施にあたっては、これまで関係住民の皆様に説明会等で意見をいただきながら整備を進めており、今後も同様に取り組んでいくこととしています。 ・以上のことから、変更原案「5.1.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」「5.2.2(4)堤防や護岸の維持管理」「5.2.2(8)河道の維持管理」のとおり記載しています。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	28	<p>・流域対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降った雨が川で直ちに流すのではなくダムも含めて各地域及び主要地点で貯留する方法も必要。 ・上流域の森林の手入れが必須なのではないか。 ・流木が下流に流下し、被害が生じることから山の管理が必要。 ・外輪山に砂防ダムばかり作っても無駄、山林の整備を。 ・白川はヨナが流れてくるが、その大元の山の対策は行わないのか。 ・上流の小河川も含め山から有明海まで、山林、農業、漁業を一体化した取り組み、特に上流の中小河川周囲の整備をきちんとしないといけない。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>・流域での洪水対策については、白川の洪水、津波、高潮等による災害発生の防止または軽減を図るために、堤防や護岸の整備、低水路・高水敷や附帯する構造物の改築等の流下能力向上のための整備とあわせて、遊水地やダムなどの洪水調節施設の整備等を実施します。なお、洪水調節施設としては、立野ダム、黒川における遊水地群を計画しており、その旨を変更原案「5.1.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に記載しています。</p> <p>・上流域の土砂対策、流木対策としての山の管理については、土砂災害の防止や軽減を図るための阿蘇山（阿蘇カルデラ内）における直轄砂防事業など、流域として流出土砂に対する対策を関係機関が連携しながら進める必要があり、その旨を変更原案「2.1.5土砂管理」に記載しています。</p> <p>・河川管理者としては、変更原案「5.1.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」のとおり、河川整備とあわせて洪水調節施設の整備を進めるとともに、変更原案「5.2.2(7)総合的な土砂管理」に記載の河川への土砂流出の変化や河道及び海域における堆積、流入土砂の挙動に関する調査・研究について、関係機関と連携を図るなど、上流から下流まで流域として連携した取り組みを行います。</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	29	<p>・河床掘削、堆積土砂の撤去について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早急な川底の掘削、浚渫をお願いする。 ・河床の堆積土砂を放置しないで、定期的に除くようにする。税金を土砂の浚渫に使って欲しい。 ・阿蘇山からの火山灰及び石等が流れてきて、常に堆積している為、最低でも2年～3年に1度は土砂撤去を行ってほしい。 ・毎年川底をさらえるようにしてほしい。 ・熊本駅周辺等など、高水敷が整備され広場として利活用されているが、高水敷を掘削すればよいのではないか。 ・黒川下流部の川の断面積が小さいのではないか。 <p style="text-align: center;">など</p>	<p>・河道掘削については、黒川、中流ブロック、市街部・下流ブロックにおいて、河川整備計画の目標流量を安全に流下させるため、必要な河道断面が確保されていない箇所の河道掘削等を行います。加えて、中流ブロック、市街部・下流ブロックにおいては、河川整備計画の目標流量を安全に流下させるため、洪水流下の阻害や支障となっている横断工作物、他の河川工事に付帯して影響が生じる横断工作物等について、施設管理者と連携し必要な改築等を実施することとしており、その旨を変更原案「5.1.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に記載しています。</p> <p>・また、平成28年熊本地震とその出水以降、継続して上流から土砂が流出していることから、継続的に土砂の撤去を行っているところですが、今後も定期的に河道断面の変化の把握を行い、洪水流下に支障があると判断される場合は、環境への影響を可能な限り軽減するように配慮しながら、堆積土砂の除去等を行うこととしており、その旨を変更原案「5.2.2(8)河道の維持管理」に記載しています。</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	30	<p>・堤防のかさ上げについて</p> <p>・堤防をかさ上げてほしい。</p> <p>・堤防整備により川が見えないようになり、洪水も見えないようになるので余計に危険になるのでは。</p> <p style="text-align: center;">など</p>	<p>・堤防の嵩上げについては、中流ブロック、市街部・下流ブロックにおいて、河川整備計画の目標流量を安全に流下させるため、堤防高が不足している地区において堤防整備を行うこととしており、その旨を変更原案「5.1.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に記載しています。</p> <p>・なお、流下能力の向上にあたっては、堤防整備に加え、河道掘削や横断工作物の対策や洪水調節施設の整備等を組み合わせた整備を行うこととしています。</p>
	31	<p>・決壊しない堤防、堤防強化について</p> <p>・越水等が発生した場合に決壊迄の時間を少しでも引き延ばす対策について記載があるが、越水して堤防が壊れるのを防ぐ・時間を稼ぐ対策は重要と思う。</p> <p>・今の堤防を壊れにくい構造にすることが優先ではないか。</p> <p>・堤防の決壊等の防止対策をお願いしたい。</p> <p>・予測不能な気候変動が進んでいる状況に鑑み、想定以上の洪水においても対応できるよう堤防を強化してほしい。</p> <p>・白川の堤防道路を拡幅して、壊れないような大きな堤防できないか。熊本市内の渋滞対策にもなるのでは。</p> <p>・白川では鋼矢板を打ち込んだ堤防も施工されているが、土の堤防も鋼矢板とコンクリートで補強された堤防も一律に「計画高水位を超えると破堤する」という、現在の国交省の考え方は合理的ではない。</p> <p>・過去に建設省はフロンティア堤防を推奨していたが、どうなったのか。</p> <p style="text-align: center;">など</p>	<p>・施設の能力を上回る洪水が発生した場合にできる限り被害の軽減を図るため、危機管理型ハード対策として、越水等が発生した場合に決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策を必要に応じて実施します。</p> <p>・堤防強化に関する技術研究が実施されているところですが、現在の技術レベルでは高規格堤防（スーパー堤防）以外に越水に耐えられる構造は確立されていません。</p> <p>・堤防は、本来は、工事の費用が安いこと、材料の入手が容易であり構造物としての劣化現象が起きにくいこと、堤防は連続した長い構造物で沈下などが起きやすいので修復が容易であること、さらには、地震などにおいて堤防が被災した場合、短い期間で修復・補修がしやすい事などから、土堤・土により堤防を造ることを原則としています。堤防の構造については、河川管理施設等構造令等に基づき、設計しています。</p> <p>・以上のことから、変更原案「5.1.1(5)施設の能力を上回る洪水を想定した対策」のとおり記載しています。</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	32	<p>・横断工作物の対策について</p> <p>・堰の対策について、「改築等」という曖昧な表現ではなく「可動堰等に改築」とすべき。特に河口に近い国管理区間に設置されている堰は砂を捕捉する量やその影響も大きいことから、必ず可動化にしていただきたい。</p> <p>・近年の洪水被害の頻発状況から、特に洪水時の氾濫に直接影響する固定堰の可動化を早急に取り組んでいただきたい。</p> <p>・河道掘削、堤防整備等に先んじ、真っ先に固定堰の可動化に着手していただきたい。</p> <p>・堰の改築の順序はどのように考えられているか、いつ頃整備を行うのか教えていただきたい。</p> <p>・小礮橋、三協橋、武蔵橋の架け替えを早くやってほしい。</p> <p style="text-align: center;">など</p>	<p>・横断工作物の改築にあたっては、施設管理者との協議・調整が必要であることから、その協議・調整を速やかに行い具体的手法について検討し、実施します。</p> <p>・また、固定堰については、上下流バランス等を踏まえる必要があることから、可動化を含めて具体の改築方法について、施設管理者等との協議・調整を行い、具体の改築方法や整備手順等を検討し実施します。</p> <p>・以上のことから、変更原案「5.1.1洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項」のとおり記載しています。</p>
	33	<p>・遊水地について</p> <p>・黒川の遊水地を拡大してほしい。</p> <p>・遊水地をあちこちに設けて洪水を緩和し、平時は公園として利用できないか。</p> <p>・なぜ阿蘇に遊水地を整備する必要があるのか</p> <p>・遊水地の計画が今後どうなるのか示してほしい。</p> <p>・今年6月30日の雨では手野・小倉遊水地には水が入らず、跡ヶ瀬付近はギリギリまで水位が上がった。内牧付近を整備した結果、水が下流に流れやすくなったのではないか。</p> <p>・今年の大雨で遊水地には水が流入せず、下流域が水位が上昇したのであれば、再度遊水地の設計を見直してほしい。</p> <p>・遊水地には草や木が生えている状況、除草など維持管理ができないか。</p> <p style="text-align: center;">など</p>	<p>・遊水地については、流域での氾濫被害を軽減させるために、流出抑制効果がある遊水地群の整備が必要であることから、完成済みの5遊水地に加え、2つの遊水地を引き続き整備します。なお、遊水地の具体の位置、諸元等については、今後、詳細な測量、設計を実施した上で決定します。</p> <p>・また、遊水地の管理については、洪水の際、必要な機能を発揮できるよう、適切に点検、巡視を行い、施設の状態把握に努め、計画的な補修、施設の更新・改築等を行い各施設の機能を良好な状態に維持することとしています。</p> <p>・以上のことから、変更原案「5.1.1(1)1 黒川における遊水地整備」、「5.2.2(6)遊水地・貯木池等の施設の維持管理」のとおり記載しています。</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	34	<p>・「緑の区間」明午橋から大甲橋間の整備について</p> <p>・明午橋から大甲橋区間は、繁華街、防災拠点の市役所、小学校2校が所在する人口密集地域であり、防災の観点から整備計画決定後は最優先かつ直ちに整備に着手していただきたい。</p> <p>・変更原案の2400m³/sに対応するには、左右岸共に堤防高が約1m不足していると思う。次の出水時に「越水」することも十分に想定されるため、ソフト対策と合わせ、早急にハード整備をお願いしたい。</p> <p>・緑の区間の整備案として、「パラペット嵩上げ案」、「緑地部分の掘削案」、「河道浚渫案」があるが、「河道浚渫案」はイニシャルコスト（護岸の根継など）以外に毎年のように維持管理費（浚渫費）が必要。「緑地部分の掘削案」は市民に利活用されている緑地を失うことになるため、当面は絶対に避けたい。「パラペット嵩上げ案」は緑地を確保でき、低コストで、維持管理費もほとんど必要ないため、「パラペット嵩上げ案」での整備をぜひお願いしたい。</p> <p>・緑の区間にある御神木のような2本の「クスノキ」は、どのような工法になっても守って頂きたい。</p> <p style="text-align: center;">など</p>	<p>・当該「緑の区間」明午橋から大甲橋間は、長期的な観点に立って定める河川整備の目標に対する安全度は現整備をもっても未だに低いことから、更なる安全度向上のため、これまでの経緯等を踏まえ地域住民の意向を把握しながら検討し、今後の河川整備については合意を得た上で実施することとしており、その旨を変更原案「5.1.1(3)市街部・下流ブロックの整備」に記載しています。</p> <p>・整備の時期については、河川整備は下流から上流に向かって進めていく原則の中において、流下能力の上下流バランスを勘案し、地域住民等の意向を踏まえ適切に実施します。</p>
	35	<p>・内水対策について</p> <p>・黒川が水位上昇した場合には排水樋門の扉を閉じて逆流を防止するが、阿蘇市では周囲からの水が排水できずに内水で浸水する。</p> <p>・増水時に黒川の水門が閉まると的石川からの水が流れなくなり、浸かってしまうので対策をお願いしたい。</p> <p>・内水対策は不要。坪井川に遊水地が出来たので内水逆流は心配ない。</p> <p style="text-align: center;">など</p>	<p>・内水対策については、被害の規模や浸水頻度、内水の発生要因及びその対処方法について検討を行い、関係機関と連携を図りながら、適切な役割分担のもとで必要に応じた対策を実施します。</p> <p>・以上のことから、変更原案「5.1.1(4)内水対策」のとおり記載しています。</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	36	<p>・施設の能力を上回る洪水を想定した対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード的な整備は限界があるのでより一層ソフト的な自助力を高めることが必要。 ・過去の洪水以上の雨が上流域で短時間に降ったら、現在の川幅で対応できるのか。氾濫が発生することを前提として洪水に備える必要があるのではないか。 ・河川整備における限界を事前告知し、流域住民に対して自主的対応策等を周知するよう取り組まれたい。 ・大きな災害においても被害を最小限にできる川づくりを望む。 など 	<p>・目標流量を安全に流すためのハード整備として段階的かつ着実に河川整備を進めていきます。一方で、計画規模を上回る洪水や整備途上においては、施設能力を上回る洪水等が発生する場合もあり、この場合においても、できる限り被害の軽減を図るため、堤防構造を工夫する対策、地域特性を考慮した対策なども実施することとしており、その旨を変更原案「5.1.1洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項」に記載しています。</p> <p>・また、ソフト対策としての具体の取組については、変更原案「5.2.1(11)洪水予報・水防警報等～(18)水害リスクを踏まえた土地利用の促進」に記載の取組を検討、実施することとしています。</p> <p>・更に、防災力向上の取組の一つとして、変更原案「6.2コミュニティの形成への支援活動」に記載のとおり支援活動等を行っていくこととしています。</p>
5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項	37	<p>・多様な動植物の生育・生息・繁殖環境の保全・創出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川及びその周辺環境の生態系に配慮した整備に努めていただきたい。 ・魚道の整備をしてほしい ・自然と調和するような工法で進めてほしい ・自然環境を保全する事で魚や生物が住みやすい川にしてほしい。 ・岸をコンクリートで固めるだけでなく、葦などの植物を活かした浄化や生物の保護を考えてほしい。 ・白川を排水路感覚で護岸整備するのは反対。ジャカゴなどを用い、魚などの生物多様性を確保してほしい。 ・アユ、うなぎ、シジミが採れていた昭和30年代以前の白川の清流を戻してほしい。 ・旧河川の活用策を考えてほしい。 ・外来生物の侵入や侵入や拡大を防ぐことが大切。 など 	<p>・河川環境の整備と保全にあたっては、白川の歴史・文化を踏まえ、流域における多様で豊かな自然環境の保全・創出、また、上中流部の自然河川や下流部の都市河川としての景観の維持・形成など、流域の財産として次世代に引き継ぐことを目標に、必要な対策を講じることとし、その旨を変更原案「5.1.2河川環境の整備と保全に関する事項」に記載しています。</p> <p>・このうち、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出にあたっては、自然再生への取り組み、動植物の生息・生育空間や良好な水辺環境の保全・整備、水生生物の回遊性の確保、魚類に配慮した縦断的連続性や避難（退避）場所の確保、工事による影響の最小限化、多自然川づくり等へ取り組むこととし、その旨を変更原案「5.1.1(1)多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出」に記載しています。</p> <p>・これらの具体的な整備・保全の内容や施行場所、整備の実施主体等については、地域住民や関係自治体の意向を踏まえ調整・検討し、必要に応じた対策を実施することとしています。</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項	38	<p>・良好な景観の維持・形成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備の際は、景観にこだわってほしい。 ・堤防はコンクリートより自然のままが良い ・コンクリート工事には白川の砂利を利用するなどの工夫により、景観を壊さないようにしてほしい。 ・市内の豊かなエリアでのパラペットや護岸など整備にあたっては、自然になじむような景観上の工夫をお願いしたい。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>・河川環境の整備と保全にあたっては、白川の歴史・文化を踏まえ、流域における多様で豊かな自然環境の保全・創出、また、上中流部の自然河川や下流部の都市河川としての景観の維持・形成など、流域の財産として次世代に引き継ぐことを目標に、必要な対策を講じることとし、その旨を変更原案「5.1.2河川環境の整備と保全に関する事項」に記載しています。</p> <p>・このうち、良好な景観の維持・形成にあたっては、上流部、中流部における自然景観、また、下流部における都市河川の景観など、それぞれの地域における景観の維持・形成に努めることとし、その旨を変更原案「5.1.2(2)良好な景観の維持・形成」に記載しています。</p> <p>・これらの具体的な整備・保全の内容や施行場所、整備の実施主体等については、地域住民や関係自治体の意向を踏まえ調整・検討し、必要に応じた対策を実施することとしています。特に、下流の熊本市街地景観形成のため、地域住民の意見を取り込みながら、堤防構造とデザインについて総合的に検討することとしています。</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項	39	<p>・人と河川の豊かなふれあいの場の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川の両岸へ河川敷を設けて欲しい。 ・川沿いを散策できるような通路、堤防から水際に近づけるように階段などの整備を進めてほしい。 ・川沿いの歩道を河口から立野ダムまで整備して、安全で安心して川に親しめるような整備をしてほしい。 ・散歩やサイクリングで利用できる親しみのもてる川にしてほしい。 ・セグウェイやキックボード等とベビーカーや車いすでも通れるようにして欲しい。 ・野球場、サッカー場、グランドゴルフ場、釣り場など河川敷を有効利用したレクリエーション施設の整備を充実させてほしい。 ・人々、特に子供たちが川辺で憩え、川で遊べるような川にしてほしい。 ・親水性を高めた川づくりを望みます。川づくりが、まちづくりにつながる。 ・京都の鴨川のように、川を見ながら、お酒が飲めるような川づくりをして欲しい。 ・水路を船でめぐれるような、水路観光や、水辺のにぎわい（カフェやキャンプ場）づくりに国の力を貸して欲しい。 ・熊本の魅力の一つでもある白川を素敵な場所にしていきたい。 ・九品寺1丁目の遊歩道が分断されているので繋いでいただきたい。 ・白川橋周辺にも緑の区間の様な市民の憩いの場のような整備をされると、熊本駅周辺の活力になると思う。 ・上井手、下井手、中井手等は歴史的な価値も高いことから、両岸を整備し観光資源にして、地域づくりの運動を掘り起こして欲しい。 ・白川夜市は良い取り組みである。 ・白川夜市が開催されている緑の区間には夜は暗くて危ないので、防犯上からも街灯が必要だと思う。 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川環境の整備と保全にあたっては、白川の歴史・文化を踏まえ、流域における多様で豊かな自然環境の保全・創出、また、上中流部の自然河川や下流部の都市河川としての景観の維持・形成など、流域の財産として次世代に引き継ぐことを目標に、必要な対策を講じることとし、その旨を変更原案「5.1.2河川環境の整備と保全に関する事項」に記載しています。 ・このうち、人と河川の豊かなふれあいの場の確保にあたっては、「かわまちづくり支援制度」等の活用により、全ての人が川に近づきやすく、散策路や河川敷広場などとしての利活用に配慮し水辺拠点の整備等を行うこととし、その旨を変更原案「5.1.2(3)人と河川の豊かなふれあいの場の整備」に記載しています。 ・これらの具体的な整備・保全の内容や施行場所、整備の実施主体等については、地域住民や関係自治体の意向を踏まえ調整・検討し、必要に応じた対策を実施することとしています。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
5.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所			
5.2.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	40	<p>・ソフト対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更原案でのハード・ソフト両面での早急な取り組みが必要。 ・避難勧告等の連絡方法はどのようになっているのか。 ・気象情報などの防災情報の地域住民への素早い提供をお願いする。 ・避難のための早めの呼びかけをお願いしたい。 	<p>・施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標として、ハード対策とともに、関係機関と連携したソフト対策を一体的・計画的に推進することとしており、その旨を変更原案「4.2.5施設の能力を上回る洪水を想定した対策」に記載しています。</p> <p>・白川水系の国管理区間の水位が氾濫注意水位を越えてさらに上昇するおそれがある場合には、水位予測を行い、熊本地方气象台と共同で洪水予報を発表するとともに、関係機関に迅速、確実な情報連絡を行い、報道機関等を通じて地域住民等への情報提供に努めます。</p> <p>・熊本県管理区間において水位周知河川に指定されている河川についても、避難勧告等の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）情報について関係機関に迅速、確実な情報連絡を行い、報道機関等を通じて地域住民等への情報提供に努めます。</p> <p>・また、洪水時における水防活動や適切な避難勧告・避難指示（緊急）の発令及び避難所の開設判断等に資するよう、関係市町村の長にホットライン等を活用して迅速かつ適切な情報提供を行うこととしており、その旨を変更原案「5.2.2(11)洪水予報・水防警報等」に記載しています。</p> <p>・さらに、マスメディア等と連携し、メディアの特性を活用した情報の伝達方法の充実に向け取り組むこととしており、その旨を変更原案「5.2.2(13)市町による避難勧告等の適切な発令のための情報提供」に記載しています。</p> <p>・このほか携帯端末を活用した洪水予報のプッシュ型配信については、国管理区間において平成30年5月に導入しており、従来から用いられてきた水位標識、サイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係地方公共団体と連携・協議して有効に活用する旨を変更原案「5.2.2(17)住民等の主体的な避難の促進」に記載しています。</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
5.2.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	40	<ul style="list-style-type: none"> ・阿蘇に降った雨が数時間で熊本市街部に流下する特性を踏まえて、上流阿蘇の水位を活用した下流への避難情報発信等について本文に記載すべき。 ・予想降水量による水位や堤防越水などの洪水被害予測を広く周知していただきたい。 ・下流での水位が危険水位に達していない場合にも下流域の逃げ遅れを防ぐための「降雨検知・避難情報発信システム」の様なもの運用されているか。 ・水位予測を見れるようにしてほしい。 ・河川水位やカメラを増やしてほしい。全ての遊水地にはカメラを設置してほしい。また、現在、カメラはどこに設置されているか。 ・夜間に映像が見えない監視カメラがあるので見えるよう対処してほしい。 ・カメラのメンテナンスは適切に行われているのか。 ・白川に設置されているカメラの場所にQRコードを明示し、現地でも河川のカメラや水位情報が見れるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、「阿蘇地方に降った大雨が熊本市街部に向かって一気に流れていく特性」について、変更案「5.2.2(13)市町による避難勧告等の適切な発令のための情報提供」に記載しました。 ・洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、洪水に対しリスクが高い区間における水位計やCCTVカメラの拡充等を行うとともに、上流の水位観測所の水位等も含む水位情報やリアルタイムの映像を市町村と共有するための情報基盤について市町村と連携し実施します。 ・また、熊本地方気象台と共同で発表している洪水予報において基準となる観測所における予想される雨量や予想される水位について示しており、川の防災情報のホームページからご覧いただけます。これに加え今後、住民の避難行動に繋がるよう災害の切迫感をわかりやすく伝える取り組みの一つとして、より身近な洪水の危険度がわかる「水害リスクライン」を導入し、水位情報を提供していくこととしています。 ・なお、その旨を変更原案「5.2.2(11)洪水予報・水防警報」、「5.2.2(13)市町による避難勧告等の適切な発令のための情報提供」に記載しています。 ・監視カメラについては、必要に応じて危険箇所や洪水に対しリスクが高い区間において河川監視用CCTVカメラ、簡易型河川監視カメラの設置、拡充等を行っていくこととしており、その旨を変更原案「5.2.2(12)的確な水防活動の促進」、「5.2.2(13)市町による避難勧告等の適切な発令のための情報提供」に記載しています。 ・なお、現在、白川流域に設置している監視カメラの箇所及び映像については「川の防災情報」のホームページからご覧いただけます。https://www.river.go.jp/ ・また、監視カメラについては常時適切に機能するように定期的に保守・点検を行っており、現在、既存カメラの夜間視認性向上を図るため、高感度カメラへの更新等、対策を進めているところです。 ・監視カメラや水位計の設置箇所へQRコードの明示についてのご意見については、今後の参考とさせていただきます。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
<p>5.2.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項</p>	40	<p>・マスコミと連携し、例えば被害予測や川に近づかないようなアナウンスなどについて検討してほしい。</p> <p>・28 災と同程度の雨量があった場合どのような被害が起きるのかをこの計画のソフト対策の中で具体的に示したらどうか。</p> <p>・堤防の高さが足りない箇所などの情報をハザードマップなどに反映するなど、溢水しそうな箇所を周知すべき。</p> <p>・阿蘇地方を中心に、線状降水帯が発生し、集中豪雨となった場合等を想定し、上流、中流、下流と時系列で、「いつ」「誰が」「何をするか」のタイムラインについて、当事者（「交通サービス」「市町村」「住民」）への講習・研修、訓練等をはかるべき。</p> <p>・近年、河川堤防の決壊による公共交通への影響が多々発生していることから、被害発生時に公共交通機関との情報共有について記載があるとよい。</p> <p>・「住民」への講習・訓練等は、国・県・市町村が主導し、町内単位に実施することを求めます。ハザードマップの整備と周知を徹底すべきです。</p> <p>・「タイムライン」と連動した対策として、熊本市中心市街地・地下街・地下空間の浸水防止対策（止水版、防水扉等の整備）および防災講習についての具体化をはかることを求めます。</p> <p>・マンション、ビルに非常階段を設置し、屋上に逃げられるようにして避難所とするなど避難する建物を考えるべき。</p> <p>など</p>	<p>・変更原案「5.2.2(13)市町による避難勧告等の適切な発令のための情報提供」にマスメディア等と連携し、メディアの特性を活用した情報の伝達方法の充実に向けて取り組むことを記載していますが、いただいたご意見も参考にしながらマスメディアと連携してまいります。</p> <p>・変更原案「5.2.2(13)市町による避難勧告等の適切な発令のための情報提供」に記載のとおり、避難勧告等の発令範囲の決定に資するため、堤防の想定決壊地点毎に氾濫が拡大していく状況が時系列でわかる氾濫シミュレーションを市町村に提供するとともに、ホームページ等で公表します。</p> <p>・また、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>・タイムライン、公共交通機関との情報共有については、関係自治体、公共交通事業者、マスメディア等と連携し、住民の避難を促すためのソフト対策として、各種タイムライン（防災行動計画）の整備とこれに基づく訓練の実施、地域住民も参加する危険箇所の共同点検の実施、広域避難に関する仕組みづくり、メディアの特性を活用した情報の伝達方策の充実、防災施設の機能に関する情報提供の充実などを進めていく旨を変更原案「5.2.2(13)市町による避難勧告等の適切な発令のための情報提供進」に記載しています。</p> <p>・変更原案「5.2.2(17)住民等の主体的な避難の促進」に記載のとおり、白川の国管理区間は平成29年5月に、熊本県管理区間は平成31年3月に洪水浸水想定区域をそれぞれ指定し、公表しています。公表にあたっては、多様な主体が水害リスクに関する情報を多様な方法で活用することが可能となるよう、洪水浸水想定区域に関するデータ等のオープン化を図っています。洪水浸水想定区域図に示す氾濫が及ぶすべての自治体で、洪水ハザードマップが更新されるよう、支援します。</p> <p>・また、変更原案「5.2.2(14)水害リスクの評価・水害リスクの情報の共有」に記載のとおり、浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等であって市町村地域防災計画に位置付けられた施設の所有者又は管理者が、水防法に基づき、避難確保や浸水防止に係る計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に、技術的な助言や情報伝達訓練等による積極的な支援を行い、地域防災力の向上に努めます。</p> <p>・避難場所や避難路の確保については、浸水想定や水害リスク情報に基づき、浸水区域内の住民の避難の可否等を評価したうえで、避難困難者への対策として、早めの避難誘導や安全な避難場所及び避難路の確保等、関係する地方公共団体において的確な避難体制が構築されるよう技術的支援等に努めていく旨、変更原案「5.2.2(14)水害リスクの評価・水害リスクの情報の共有」に記載しています。</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
5.2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	41	<ul style="list-style-type: none"> ・水管理について ・農業用水への配慮を確実にこなって下さい。 ・地下水をこれからもきれいにお願いします。 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用水については、既得用水の取水の安定化等のため、渇水時も含めて関係機関や利水者と情報交換、連携を図りながら適正な水管理に努めます。 ・熊本の地下水については、水量や水質の改善のため、平成24年4月に既存の地下水保全組織を統合する形で公益財団法人くまもと地下水財団が発足し、住民・事業者・行政・研究機関が一体となって、地下水の現状を調査研究し、その成果を踏まえた効果的な涵養と水質の改善につながる具体的な取り組みの推進を図っているところです。河川の正常な機能を維持するため、水循環に関する調査、河川水と地下水を併せた広域的な水循環機構の解明に向けて、関係機関と連携してその調査検討を進めることとしています。 ・また、その旨を変更原案「5.2.3(1)平常時の水管理、5.2.3(2)渇水時の水管理」に記載しています。
		<ul style="list-style-type: none"> ・海への流木、ごみ等の流出について ・近年の白川流域での集中豪雨により、漁場に泥や流木、ゴミ等が堆積し、漁場環境が悪化している。上流から河口だけに目を向けるのではなく、その先の海にも影響があることを考えてほしい。 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河口までではなく、海域への影響を踏まえた河川整備、河川管理に努めるとともに、変更原案「5.2.4(4)流下物・投棄物の対策」に記載のとおり、洪水時に流出したゴミ等については、地域住民や関係機関等と連携し、できるだけ早期に処理できるよう適切な維持管理に努めてまいります。
6.1 関係機関・地域住民等との連携	43	<ul style="list-style-type: none"> ・住民意見の反映について ・今後とも住民の意見を反映した河川整備を行ってほしい。 ・住民に十分に説明し、住民とともに川づくりを進めていただきたい。 ・具体的な地域ごとの対策については現場に出向いて、住民の不安や希望等を聞いて欲しい。 ・地域ごとに説明会を開き、住民の声を聴き、計画を立て、予算をつけ、整備行ってほしい。 ・設計が固まる前に地元の意見を聴いてほしい。今までは決まった計画の説明ばかりで、なかなか地元の要望等が通らない。 ・「変更原案」では、現計画に記載の白川流域住民委員会の毎年の定期的な開催が全面的に削除されているが、変更計画に追加し、白川流域住民委員会を継続的に開催することを求める。 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県区間における河川整備の実施にあたっては、これまでも地域と意見交換を行いながら整備を進めてきており、今後も地域と連携を図りながら整備を進めてまいります。 ・なお、ご意見の趣旨については変更原案「6.1関係期間・地域住民等との連携」に記載しています。 ・白川流域住民委員会については、平成11年に設置し、平成25年までの14年間、河川整備計画の内容や整備の進捗等について審議等を頂き合計26回の委員会を継続的に開催してきました。 ・白川流域住民委員会は、学識経験者、関係公共団体の長、関係住民の三者にて構成されていましたが、次の整備計画策定に向け、河川法に基づき、それぞれの立場毎に意見を伺うべきということで平成25年3月の第26回委員会において会を閉じることが了承されました。 ・その後、平成26年に新たに白川・緑川学識者懇談会を設置し、整備計画の進捗状況等について継続的に審議いただき、平成28年熊本地震後にも状況説明やその対応について審議いただいています。 ・今回の計画変更にあたっては、河川法に則って、学識経験者、地域住民、市町村長とそれぞれから意見を伺うこととしており、その手続きのなかで地域住民の皆様にご意見募集を行っており、住民参加の視点は従来と変わりません。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
6.4 河川情報の発信や共有、環境学習支援等	44	<p>・川に関する情報の啓発活動、白川わくわくランドについて</p> <p>・教育機関との連携やイベントなど、子供たちが川と親しみ、河川の重要性を知ることができる取り組みを行ってほしい。</p> <p>・過去の水害状況や防災対策などについて知ることが今後の災害に対する防災意識につながる、住民、特に子供たちにその事を伝える事が大切。</p> <p>・川の学習館のようなものを充実してほしい</p> <p>・白川わくわくランドの展示物が壊れたまま数年変わってない、適切に管理を行うべき。</p> <p>など</p>	<p>・川に対する啓発活動や教育機関と連携した環境学習等の取り組み等については、変更原案「6.4 河川情報の発信や共有、環境学習支援等」に記載しています。</p> <p>・川の学習館の充実については、変更原案「6.5白川地域防災センターの活用」に記載しているとおり、白川わくわくランド（白川地域防災センター）の施設について適切に維持管理を行うとともに施設の機能向上等を図りながら、環境学習や防災教育等を支援する活動を行ってまいります。</p>
河川整備計画策定の手続き等について	45	<p>・意見募集について</p> <p>・説明会開催日時公表と開催時期が近すぎる。</p> <p>・説明会の告知が開催の1週間前の地元紙の片隅の広告であり、これは「特に、説明会又は公聴会に関しては、十分に住民等への周知を図るよう時間的余裕をもってその開催の予定を公表するものとする」ことに著しく背くものです。</p> <p>・意見募集は、E-GOVの様なサイトにきちんと上げて、正々堂々と行ってはどうか。</p> <p>・意見募集は、不正な意見提出が行われないように意見の提出者名を表示してもらい意見交換が出来る様にしてはどうか。</p> <p>・新聞広告とインターネットだけではすべての市民に案内した事にはならない。</p> <p>・市政だよりや、県のたより、町内会の回覧などを回し、一戸一戸に知らせる必要があったのではないか。</p>	<p>・河川整備計画の策定・変更にあたっては、河川法第16条の2第4項に基づき住民の皆様からご意見をいただき、計画策定の参考にさせていただきます。</p> <p>・住民意見募集の周知についても、国・県のホームページ、記者発表、流域30箇所の公共施設での貼り紙、熊本日日新聞を含む主要5紙への新聞掲載など広く広報させていただきます。</p> <p>・意見募集については、河川整備の内容に変更のある市町にて説明会を行い意見を伺うとともに、ホームページや流域周辺の公共施設30箇所に設置した意見箱により10月11日から11月19日の期間で意見募集を行ったところです。</p> <p>・事業実施段階においては、これまで関係住民の皆様説明会等で意見をいただきながら整備を進めてきており、今後も同様に取り組んでいくこととしています。</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
河川整備計画策定の手続き等について	45	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所に来て初めて意見募集について知った。新聞をとっていない人にも知らせさせて欲しかった。 ・変更原案を広報・周知しようとする意志・工夫が伺えない。これで市民の意見を収集したと云えるのか。単なるアリバイ作りの手法としか受け取れない。 ・白川の治水問題は、流域住民全体、熊本市民にかかわる問題、今回のような、少ない参加の説明会ではいけないと思う。 ・今回説明会が南阿蘇村、高森町で行われなかったのはなぜか。 ・ページ数の多い変更原案に対して、この短期間で意見を求めるのは本気で意見を聴くつもりがない、実績づくりではないか。 ・住民に情報公開を徹底し、住民との意見交換を十分に実施し、「聞置く」だけではない改善策を作り上げる姿勢を見せて欲しい。 ・立野ダム の質問に答えられる担当者を出席させ、説明会をやり直すこと。 ・説明会・意見募集で出された意見とその対応を早急に公開してほしい。 ・説明会では、会場の自治体での整備の内容を詳しく説明すべきではなかったか。 ・立野ダムの話が説明会で時間が取られ、整備計画についての意見が言えない人が多くいたようだ。 <p style="text-align: center;">など</p>	

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
河川整備計画策定の手続き等について	46	<p>・変更内容について</p> <p>・計画策定後に説明用にパンフレットやHP等を作成される場合には、国管理区間と県管理区間を明示し、整備主体、整備箇所、整備内容を概要の中で先に示せると理解が深まると思う。</p> <p>・もっと分かりやすく、簡単に、目的や計画を示してほしい。</p> <p>・河川整備計画は、いつ、何をきっかけの変更することとしたのか。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>・ご意見を踏まえ、変更原案「1.1.1流域の概要」の図1.1.1、「3.1計画の対象区間」の図3.1.1に国管理区間と県管理区間を明示しました。</p> <p>・その他のご意見については、今後のパンフレットやホームページ等の資料作成の参考とさせていただきます。</p> <p>・河川整備計画の変更については、平成24年洪水に伴う激特事業が事業終盤を迎えるなど平成14年策定の現計画に基づく河川整備の完了の目処がたったことから、現行計画の残事業を完成させることを前提として、次期段階の河川整備に移行するために変更することとしたものであり、ご意見の内容も含めてわかりやすい資料作成に努めます。</p>
		<p>・管理区間について</p> <p>・小礮橋から上流が国管理区間であれば、平成24年洪水の被害も少なかったのではないかと。今回の変更に合わせて管理区間の再検討もお願いしたい。</p> <p>・小礮橋から下流を国管理区間、上流を県管理区間となっているが、上流の立野ダムを国で事業を行っているのは何故か。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>・河川法第9条に「一級河川の管理は、国土交通大臣が行う。」とされています。</p> <p>・但し、河川法第9条の2「国土交通大臣が指定する区間内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。」とされており、『指定区間』として都道府県知事が管理を行うことができるとされています。</p> <p>・指定区間の指定の基準については、河川法施行規則第二条の二（指定区間の指定の基準）で定められており、これに基づき白川では、小礮橋から下流の区間と立野ダム本体及びその影響区間を除く区間を指定区間として熊本県で管理しています。</p>
その他	48	<p>・原案の表現について</p> <p>・文章の最後が「・・・に努める必要があります」などの表現が多く、まるで他人事みたいに思えます。たとえば、「・・・を実施したいと思います」、とか「・・・に努めます」という表現にして頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>・記載の項目毎に、河川管理者の関わり方が異なるため、項目毎に適切な記載としております。</p> <p>・ご指摘は、変更原案「2. 白川の現状と課題」の記載とと思われますが、「3. 河川整備計画の対象区間及び期間」以降の章では「・・・します」「・・・に努めます」といった表現としています。</p>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	河川管理者の考え方
その他	49	<p>・その他のご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風19号では箱根で2日間で1000ミリの雨が降っているが、同様の雨が降った場合に白川はどうなるか。 ・数十年に1回の洪水といった表現は誤解を招く。阿蘇に何mmの雨が降ったら、堤防から溢れるのか。 ・九州電力の発電所、取水堰がどんな計画となるかを抜きにして計画は立てられない。 ・鉄道や橋が壊れたら10年近くの時間がかかるが、もっと早く交通機関の復帰をしてほしい。 ・平成24年洪水で浸水被害が生じた龍田陳内は、加藤清正が氾濫させる場所としていた地域を県が勝手に宅地にしたものであり、「水害を招いた人災である事」を反省し、「人災」である事を周知させる必要がある。 ・近所の小河川は国のものだということで住民が清掃などもできないため、きちんと管理するか、住民に管理を任せてほしい。 ・ハザードマップで浸水エリアになっており、工事が進んでも変わらず、土地の買い手も値もつかないので土地の税控除をお願いしたい。 <p style="text-align: center;">など</p>	<p>・雨の降り方や降る範囲により洪水の状況は変化することから、一概にお示しすることはできませんが、近年の洪水被害等を踏まえ「施設では守れない大洪水は必ず発生する」との考え方に立ち、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標として、ハード・ソフトの対策を一体的・計画的に推進します。</p> <p>・橋梁・堰・樋門等の許可工作物の管理・指導については、施設を良好な状態に保つよう、許可工作物の施設管理者に対し、必要な機能の維持管理を行うよう技術的な基準を踏まえた適切な指導を行います。</p> <p>・洪水による浸水の恐れのある区域については、洪水浸水想定区域図により公表しており、様々な機会を通じて引き続き危険性の周知を行ってまいります。</p> <p>・河川の維持管理については地域住民や関係機関等と連携を図りながら実施することとしています。</p> <p>・ハザードマップにおける浸水地の税控除について、そのような制度はございません。</p>